

「長野市人口ビジョン」及び 「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 策定方針

長野市

1 策定の趣旨

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26 年 11 月「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。この法律において、市町村は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされた。

長野市においても、今後更に進展が見込まれる少子高齢化及び人口減少を克服し、将来世代に活力ある地域社会を引き継いでいくために、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「長野市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）及び、これを踏まえて今後 5 か年に実施する施策を体系的にまとめた「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、まち・ひと・しごとの一体的な創生と好循環の確立を目指す。

2 策定概要

(1) 人口ビジョン

総合戦略において効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となるものである。

ア 目標年次は、国の長期ビジョンと同様（2060 年）とする。

イ ビジョンの策定に当たり次の基礎調査を行う。

(ア) 市民意識アンケート

(イ) 高校生意識アンケート

(ウ) 市外居住者意識アンケート

ウ 本市における人口の現状分析を行い、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察を示す。

エ 現状分析における課題を踏まえ、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。

(2) 総合戦略

ア 計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とする。

イ 人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた目標や施策の基本的方向を定め、その実現に向けた具体的な施策を示す。

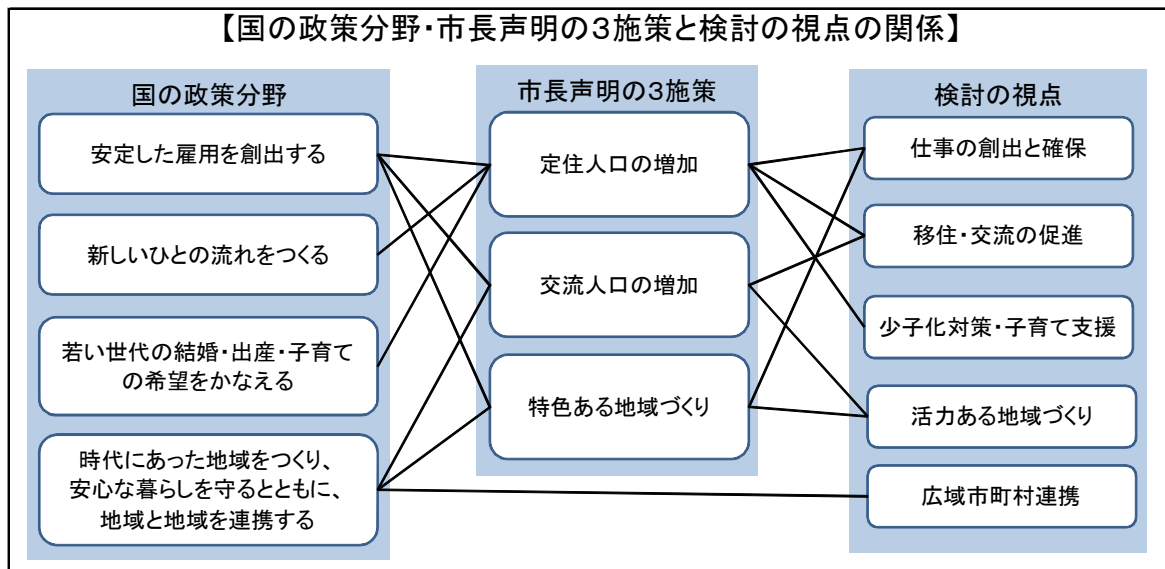
ウ 目標の設定に当たっては、人口減少に挑む市長声明の 3 施策及び国の総合戦略に掲げられた 4 つの政策分野を勘案する。

エ 目標の達成に向けて、施策の基本的方向及び具体的な施策とともに、その成果を測る重要業績評価指標（K P I）を設定する。

3 検討の視点

国の総合戦略に掲げられた政策分野を基本として、そこに含まれる市長声明の3施策を勘案し、次の視点により検討する。

- (1) 仕事の創出と確保
- (2) 移住・交流の促進
- (3) 少子化対策・子育て支援
- (4) 活力ある地域づくり
- (5) 広域市町村連携



4 国の政策分野ごとの施策の方向性

(1) 安定した雇用を創出する

- ・ 産業構造の特性や自然環境等に即した、農林業・商工業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした政策に取り組む。
- ・ 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの取り込み、潜在的な労働供給力の活用も含めた人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る。
- ・ 地域に根ざした各種公共サービスの維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるICTの活用を契機として地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を促進する。

(2) 新しいひとの流れをつくる

- ・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、移住希望者向けの積極的な情報提供に取り組む。
- ・ 本社機能の誘致や企業の地域拠点強化、サテライトオフィスなど市内の採用・就労の拡大を促進する。
- ・ 地元大学等の活性化、企業等における地元採用・就労の拡大など、進学・就職時の若者の地元定着を促進する。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る。
- ・子育て世代を包括的に支援する機関の整備を通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。
- ・子育て支援サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図る。
- ・育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

(4) 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・中山間地域等における「小さな拠点」づくりや市街地におけるコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する。
- ・人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る。
- ・連携中枢都市圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する。

5 策定に当たっての基本的考え方

(1) 政策5原則

国の総合戦略で示された、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則を尊重する。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようにする。特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を優先する。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

(2) 国・県の総合戦略

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方及び県が平成27年度中に策定を予定している「長野県人口定着・確かな暮らしの実現総合戦略」を勘案する。

6 第五次長野市総合計画等との整合

平成29年度を始期とする第五次長野市総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営の指針となる計画である。

第五次長野市総合計画策定の基本的視点は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的考え方等と同様に人口推計による現状分析に基づき課題を見極め、選択と集中を基調とした戦略性を有する計画とし、成果指標による評価に基づき着実な進行を図ることとしている。

総合戦略については、総合計画に含まれるものとして策定し、総合計画との十分な調整と体系化を図るとともに、各個別計画との整合を図る。

7 長野市総合計画審議会等

人口ビジョン及び総合戦略は、本市の将来を展望するものであり総合計画との関係が大きいことから、各分野の有識者等で構成する長野市総合計画審議会における審議を通じて策定する。

産官学金労言※など幅広い分野からの協力・参画を促すため、審議会の下部組織として審議会委員及び各分野から選出した者による作業部会を設置する。

また、幅広い市民の意見や提案を反映するためパブリックコメントを実施する。

※ 産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の高等教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：メディア

8 成果指標の設定と効果検証

総合戦略に盛り込む政策分野ごとに目標を設けるとともに、具体的な施策については、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する。

また、PDCAサイクルを導入し、上記、長野市総合計画審議会作業部会において、実施した施策・事業の効果をKPIの達成度により検証し、必要に応じ総合戦略を見直す。

9 庁内体制

(1) 長野市人口減少対策本部及び専門部会の設置

人口ビジョン及び総合戦略は、長野市人口減少対策本部において策定する。なお、本部員（特別職を除く。）は、長野市総合計画審議会に出席するものとする。また、長野市人口減少対策本部に専門部会を設ける。専門部会員は、総合計画審議会作業部会に出席するものとする。

(2) 各部局・所属

総合計画審議会の意見を受けて速やかに総合戦略を取りまとめるため、関係課の職員は、オブザーバーとして審議会作業部会に積極的に参加する。

(3) 職員の参画

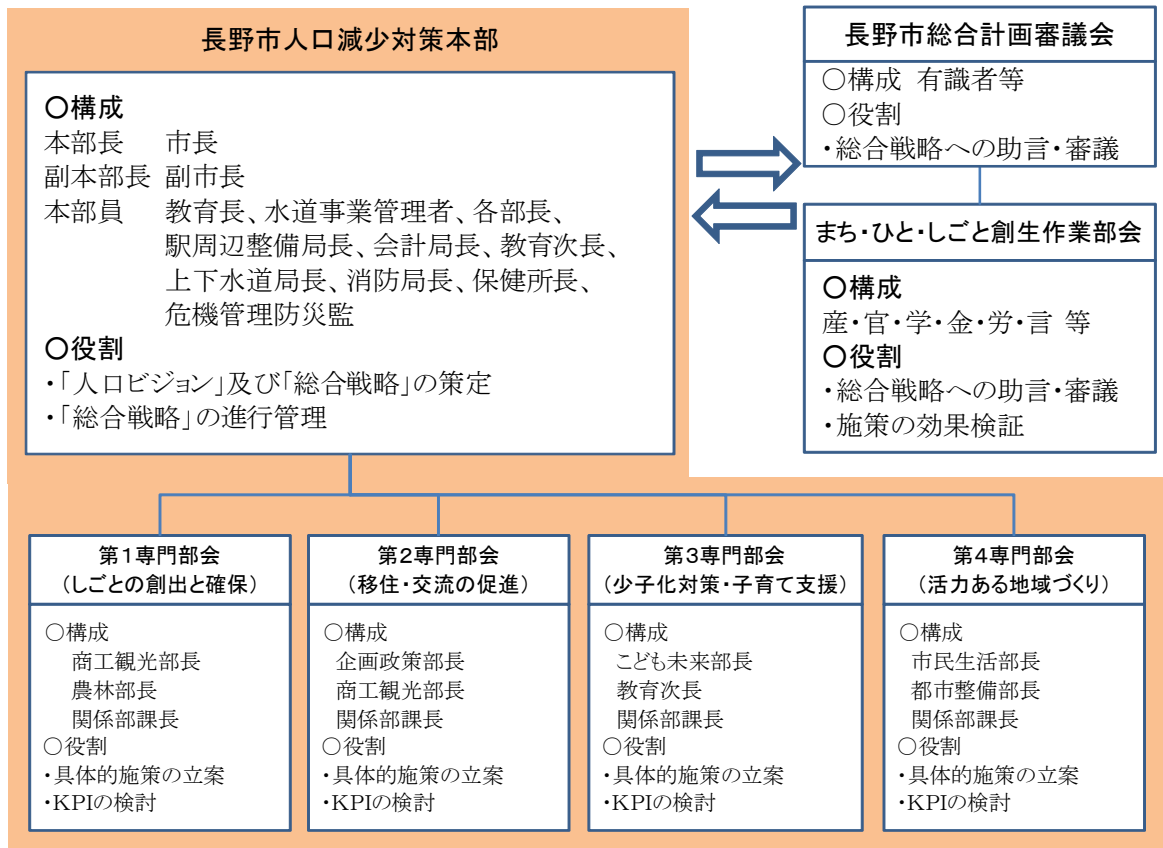
総合戦略で取り組む「まち・ひと・しごと創生」は、喫緊の課題であることから、全職員が意識・情報の共有を図り計画策定に当たる。

具体的には、それぞれの所属における施策立案や職員提案制度などによる職員の活用の仕組みを整える。

10 スケジュール

別紙のとおりとする。

【 策定体制イメージ図 】



国の政策分野に含まれる市長声明の3施策を勘案した「検討の視点」ごとに専門部会を設置し、施策等を検討する。

【参考】国の総合戦略の政策パッケージにおける施策の例示

1 安定した雇用を創出する

(1) 地域産業の競争力強化

ア 業種横断的取組：包括的創業支援、地域を担う中核企業支援、地域イノベーションの推進、産業・金融一体となった総合支援体制の整備、事業承継の円滑化、地域内調達の推進 など

イ 分野別取組：サービス産業の活性化・付加価値向上、農林水産業の成長産業化、ローカル版クールジャパンの推進、地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化、分散型エネルギーの推進 など

(2) 人材確保、人材育成、雇用対策

若者人材の確保・育成、プロフェッショナル人材の確保、女性の活躍推進、新規就農、就業者への総合的支援、高等教育機関における地域ニーズに対応した人材育成支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現 など

(3) ICT等の利活用による地域の活性化

ICTを活用した地域課題解決のためのシステム開発、テレワークの促進 など

2 新しいひとの流れをつくる

(1) 地方移住の推進

地方移住希望者への支援体制、お試し居住・二地域居住・住み替え支援、日本版CCRCの検討、地域おこし協力隊の活用 など

(2) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

企業の地域拠点強化、政府関係機関の地方移転、遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進） など

(3) 地方大学等の活性化

地方大学との共同事業、地元学生の定着促進、地域人材育成プラン など

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 若い世代の経済的安定

若者雇用対策の推進、総合的な少子化対策の推進 など

(2) 若い世代の出会いと結婚の支援

出会いの場の提供、結婚への不安解消支援 など

(3) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターの整備、周産期医療の確保 など

(4) 子ども・子育て支援の充実

放課後子ども総合プランの充実、地域における子ども子育て支援活動の推進 など

(5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現

長時間労働の見直し、育児休業の取得促進 など

4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

「小さな拠点」の形成、公立小中学校の適正規模化、小規模校の活性化 など

(2) 地方都市における経済・生活圏の形成

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク化 など

(3) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

空き家対策の推進、インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進、民間活力の活用 など

(4) 地域連携による経済・生活圏の形成

連携中枢都市圏の形成、地域内消費の推進 など

(5) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

消防団等の充実強化、ICT利活用による住民主体の地域防災の充実 など

(6) 中山間地等の「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

地域づくり人材の育成推進、ふるさとの魅力発見・学習支援 など

平成27年度 人口ビジョン・総合戦略策定スケジュール(2月)

